

令和5年第9回定例教育委員会会議

開催日時 令和5年9月28日（木）

午後1時30分

場 所 中央図書館2階 視聴覚ホール

議 題

日程第一 議事事項

- 議案第36号 令和6年度当初教職員人事異動方針・細部事項について
- 議案第37号 富士見市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第二 報告事項

- (1) 専決処理の報告について（教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事）
- (2) 専決処理の報告について（教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事）
- (3) 令和5年9月定例市議会の報告について
- (4) 全国学力・学習状況調査の結果について（速報）
- (5) 埼玉県学力・学習状況調査の結果について（速報）
- (6) 令和5年度第11期子ども大学☆ふじみ事業実施報告について
- (7) 令和5年度富士見市いじめのない学校づくり子ども会議の報告について
- (8) 令和5年度イングリッシュサマーキャンプ及び英検補助金の取組状況について
- (9) 小学生ロボコン・富士見市大会について
- (10) その他
 - ・富士見市児童生徒社会科展について

議案第36号

令和6年度当初教職員人事異動方針・細部事項について
令和6年度当初教職員人事異動に係り、富士見市教育委員会として別添のとおり実施するものである。

令和5年9月28日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

令和6年度当初教職員人事異動を行うにあたり、本市の人事異動方針・細部事項を定めたいので、この案を提出します。

令和6年度当初富士見市教職員人事異動の方針

1 基本方針

- (1) 教育界の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。
- (2) 教育界の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。
- (3) 教育の機会均等を図るため、各学校の教職員組織の充実と均衡化に努め、地域差・学校差を是正する。
- (4) 教育水準の向上を図るため、長期的展望に立って、計画的に異動を実施する。
- (5) 新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努める。
- (6) 役職定年後の教職員及び再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。
- (7) 教職員の個々の能力、適性等を考慮し、積極的な登用に努める。
- (8) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努める。

2 転任・転補

- (1) 魅力ある学校づくりを推進するため、教職員の特性、能力、勤務実績及び職務経験並びに各学校の教職員構成及び地域社会との関係を考慮して、適材を適時に適所に配置する。
- (2) 人事異動にあたっては、教職員組織の充実を図るため、学校間の教職員の性別、年齢、教科等の構成の均衡に配慮する。
- (3) 教職員の視野を広め職務経験を豊かにするとともに、学校の活力を高めるため、新規採用後早期に複数校を経験するよう、積極的に異動を行う。
- (4) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、同一校勤続年数の長い者については、積極的に異動を行う。
- (5) 配当定員に対して欠員を生ずる場合は、西部教育事務所、他市町村教育委員会の協力を得て、その補充に努める。
- (6) 配当定員に対して過員を生ずる場合は、その調整のための異動を優先するなど、児童、生徒の減少に伴う人事を重点的に行う。

(7) 校長、教頭及び主幹教諭については、学校の活性化を図るため、勤務の実績及び能力等を考慮し、広域的な異動を行う。

3 期限付人事交流

教員としての視野を広め資質の向上を図るとともに、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的指導・支援を行う特別支援教育の充実を目指し、富士見市立小・中学校教員と富士見市立富士見特別支援学校教員との期限付人事交流を積極的に行う。

令和6年度当初富士見市立学校教職員人事異動方針細部事項

令和6年度当初富士見市立学校教職員人事異動は、「令和6年度当初富士見市教職員人事異動の方針」に基づき、次に掲げる各項目に従い実施する。

1 基本方針関係

(1) 新採用教職員

新採用教職員の配置については、採用候補者名簿に登載された者の中から、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して行う。

(2) 再任用職員

再任用職員については、従前の勤務実績等に基づく選考により再任用する。

なお、再任用に当たっては、当分の間、退職時における勤務校を所管する教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

(3) 役職定年後の教職員

役職定年後の教職員は、当分の間、役職定年時における勤務校を所管する教育委員会の管内への配置を原則とする。ただし、これにより難しい場合は、広域的な異動により適切に配置を行う。

2 転任・転補関係

(1) 転任・転補については、教職員の意向を把握し、人事異動方針及び細部事項に基づいて行う。

(2) 教職員の視野を広げ、職務経験を豊かにするため、市町村間の異動を積極的に行うとともに、校種間の人事交流に努める。

(3) 次の教員（教頭及び主幹教諭を除く。）、事務職員、学校栄養職員については、原則として異動を行わない。

ア 同一校在職3年未満の者

イ 産休・育休等を取得中及び妊娠中の者

ウ 休職中の者

(4) 経験豊かな教職員（教頭及び主幹教諭を除く。）の異動については、各学校の教職員構成及び学校運営の適正化を図るため、計画的に推進する。

特に、教頭候補者名簿登載者の異動を積極的に行う。

(5) 事務職員については、職務経験等を考慮した計画的、積極的な異動を行う。

特に、事務主幹については、同一校に複数配置をすることのないよう異動を行う。

(6) 学校栄養職員については、職務経験等を考慮し、計画的、積極的な異動を行う。

(7) 新採用の教員、事務職員及び学校栄養職員については、多様な経験を積ませ、資質の向上を図るため、採用後6年以内に異動を行う。その際、原則として他市町村への異動を行う。

(8) 学校の気風の停滞を防ぐとともに、職務経験を豊かにするため、教員、事務職員及び学校栄養職員は、同一校在職10年以内に異動を行う。

特に、7年以上の者については、積極的に異動を行う。

(9) 欠員を補充するための異動については、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

(10) 過員を調整するための異動については、優先して行う。

特に、市町村間・教育事務所間、校種間の異動も含め、重点的に行う。

また、小・中・特別支援学校間の異動については、資格及び特性等を考慮して積極的に行う。

(11) 管理職の異動については、学校の効率的運営と適正な管理が行われるよう、年齢・経験年数・特性等を考慮して行う。

また、原則として、校長・教頭の同時異動は行わない。

(12) 地域差・学校差の是正を図るため、校種及び学校規模等を配慮し、市町村間・教育事務所間の異動を行う。

(13) 魅力ある学校づくりを推進するために、市町村間の異動に努める。

(14) 小中学校9年間を一貫した教育及び特別支援教育の推進を図るために、小・中・特別支援学校間の異動に努める。

(15) 教職員の異動については、個々の能力が十分に発揮できるよう配慮する。

(16) 障害のある教職員の異動については、個々の障害の状況、能力、適性等を考慮して行う。

(17) 教職員の心身の状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

(18) 子育てや介護など、教職員の家庭状況に応じ、可能な範囲で人事上の配慮を行う。

3 期限付人事交流

教員としての視野を広め資質の向上を図るとともに、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的指導・支援を行う特別支援教育の充実を目指し、別紙「令和6年度当初教員人事異動における富士見市立小・中学校教員と富士見市立富士見特別支援学校教員の期限付人事交流に関する実施要領」に基づき、富士見市立小・中学校教員と富士見市立富士見特別支援学校教員との期限付人事交流を積極的に行う。

4 その他

(1) 長期的展望に立った人事異動計画の立案と実施について

教育委員会及び校長は、各学校の教職員構成の適正化に配慮し、長期的展望に立った人事異動計画を立案する。

(2) 退職

ア 定年退職については、職員の定年等に関する条例の定めるところによるものとする。

イ 勸奨退職については、学校職員勸奨退職取扱要綱に定めるところによるものとする。

なお、学校職員勸奨退職取扱要綱第2の「教育長が定める期日」は、令和5年12月8日とする。

(3) 降任

ア 管理職の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に基づき行う。

イ 主幹教諭の希望による降任については、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要綱」に準じて行う。

令和6年度当初教員人事異動における富士見市立小・中学校教員と富士見市立富士見特別支援学校教員の期限付人事交流に関する実施要領

1 趣旨

この要領は、富士見市立小・中学校教員と富士見市立富士見特別支援学校教員の人事交流を通して、教員としての視野を広め資質の向上を図るとともに、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的指導・支援を行う特別支援教育の充実に資することを目的として、期限付人事交流に必要な事項を定めるものである。

2 交流の方法

富士見市教育委員会(以下、「教育委員会」という)は、富士見市立小・中学校(以下、「小・中学校」という)、富士見市立富士見特別支援学校(以下、「富士見特別支援学校」という)との連携、協力を図り、校長から推薦された者の中から、期限付人事交流の対象者を決定する。

3 交流の期間

期間は、原則として3年とする。

4 交流対象者

交流に基づく配属先となる学校に必要な小学校又は中学校の教諭の普通免許状を所有し、異校種での勤務を希望する意欲のある教員のうち、校長の推薦に基づき、教育委員会が適当と認めた者。

5 実施手続き

(1) 手続き

ア 小・中学校の場合

小・中学校長は、「富士見市立富士見特別支援学校との期限付人事交流推薦書」(様式1-1小学校、様式1-2中学校)に推薦する人物の「人事に関する調書」の写しを添付し、教育委員会へ提出する。

イ 富士見特別支援学校の場合

富士見特別支援学校長は、「富士見市立小・中学校との期限付人事交流推薦書」(様式2)に推薦する人物の「人事に関する調書」の写しを添付し、教育委員会へ提出する。

(2) 提出期限

令和6年度当初人事関係書類提出日

様式 1 - 1 (小学校)

富士見市立富士見特別支援学校との期限付人事交流推薦書

令和 年 月 日

(宛先) 富士見市教育委員会教育長

富士見市立 小学校
校 長

令和6年度当初人事における、富士見市立富士見特別支援学校との期限付人事交流について、下記の職員を推薦いたします。

記

職名	氏 名	年齢	勤務校 年 数	所 見 (主な校務分掌・研修歴等)	備考

様式 1 - 2 (中学校)

富士見市立富士見特別支援学校との期限付人事交流推薦書

令和 年 月 日

(宛先) 富士見市教育委員会教育長

富士見市立 中学校
校 長

令和6年度当初人事における、富士見市立富士見特別支援学校との期限付人事交流について、下記の職員を推薦いたします。

記

職名	氏 名	年齢	教科	勤務校 年 数	所 見 (主な校務分掌・研修歴等)	備考

様式2

富士見市立小・中学校との期限付人事交流推薦書

令和 年 月 日

(宛先) 富士見市教育委員会教育長

富士見市立富士見特別支援学校

校 長

令和6年度当初人事における、富士見市立小・中学校との期限付人事交流について、下記の職員を推薦いたします。

記

職名	氏名	年齢	学部	勤務校 年数	所見 (主な校務分掌・研修歴等)	異動希望 校種	備考

議案第37号

富士見市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
富士見市立図書館条例施行規則（平成6年教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和5年9月28日提出

富士見市教育委員会
教育長 山口 武士

提案理由

富士見市立図書館条例の一部を改正する条例の制定に伴い、富士見市立図書館条例施行規則の一部を改正したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、この案を提出します。

富士見市立図書館条例施行規則（平成6年教育委員会規則第4号）新旧対照表

新	旧																				
<p>(利用に供する主な設備)</p> <p>第4条 図書館が市民の利用に供する主な設備は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 443 1104 719"> <tr> <td data-bbox="203 443 465 608">中央図書館</td> <td data-bbox="465 443 1104 608">閲覧席、視聴ブース、対面朗読室、ビデオ編集室、録音室、展示コーナー、視聴覚ホール、集会室、和室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 608 465 663">図書館鶴瀬西分館</td> <td data-bbox="465 608 1104 663">閲覧席</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 663 465 719">図書館ふじみ野分館</td> <td data-bbox="465 663 1104 719">閲覧席</td> </tr> </table> <p>(貸出しの登録等)</p> <p>第5条 条例第10条第1項に規定する図書館資料及び視聴覚機材（以下「図書館資料等」という。）の貸出しの登録を受けることのできる者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="203 919 1104 1195"> <tr> <td data-bbox="203 919 521 1031">図書館資料（16ミリ映画フィルムを除く。）</td> <td data-bbox="521 919 1104 1031">(1) 個人 (2) 市内の団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 1031 521 1195">視聴覚機材及び16ミリ映画フィルム</td> <td data-bbox="521 1031 1104 1195">(1) 市内の団体 (2) 特別な理由により教育委員会が適当と認める者</td> </tr> </table> <p>2 条例第10条第1項の登録を受けようとする者は、その申込みの際次の各号に応じ、当該各号に掲げる書類を提示又は提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人 住所及び氏名の確認ができる書類</p> <p>(2) 団体 会員名簿又は教育委員会が必要と認める書類</p>	中央図書館	閲覧席、視聴ブース、対面朗読室、ビデオ編集室、録音室、展示コーナー、視聴覚ホール、集会室、和室	図書館鶴瀬西分館	閲覧席	図書館ふじみ野分館	閲覧席	図書館資料（16ミリ映画フィルムを除く。）	(1) 個人 (2) 市内の団体	視聴覚機材及び16ミリ映画フィルム	(1) 市内の団体 (2) 特別な理由により教育委員会が適当と認める者	<p>(利用に供する主な設備)</p> <p>第4条 図書館が市民の利用に供する主な設備は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1135 443 2036 719"> <tr> <td data-bbox="1135 443 1397 608">中央図書館</td> <td data-bbox="1397 443 2036 608">閲覧室、視聴覚鑑賞コーナー、対面朗読室、ビデオ編集室、録音室、展示コーナー、視聴覚ホール、集会室、和室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 608 1397 663">図書館鶴瀬西分館</td> <td data-bbox="1397 608 2036 663">閲覧室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 663 1397 719">図書館ふじみ野分館</td> <td data-bbox="1397 663 2036 719">閲覧室</td> </tr> </table> <p>(貸出しの登録等)</p> <p>第5条 条例第10条第1項に規定する図書館資料及び視聴覚機材（以下「図書館資料等」という。）の貸出しの登録を受けることのできる者は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1135 919 2036 1195"> <tr> <td data-bbox="1135 919 1453 1031">図書館資料（16ミリ映画フィルムを除く。）</td> <td data-bbox="1453 919 2036 1031">(1) 個人 (2) 市内の団体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1135 1031 1453 1195">視聴覚機材及び16ミリ映画フィルム</td> <td data-bbox="1453 1031 2036 1195">(1) 市内の団体 (2) 特別な理由により教育委員会が適当と認める者</td> </tr> </table> <p>2 条例第10条第1項の登録を受けようとする者は、その申込みの際次の各号に応じ、当該各号に掲げる書類を提示又は提出しなければならない。</p> <p>(1) 個人 住所及び氏名の確認ができる書類</p> <p>(2) 団体 会員名簿又は教育委員会が必要と認める書類</p>	中央図書館	閲覧室、視聴覚鑑賞コーナー、対面朗読室、ビデオ編集室、録音室、展示コーナー、視聴覚ホール、集会室、和室	図書館鶴瀬西分館	閲覧室	図書館ふじみ野分館	閲覧室	図書館資料（16ミリ映画フィルムを除く。）	(1) 個人 (2) 市内の団体	視聴覚機材及び16ミリ映画フィルム	(1) 市内の団体 (2) 特別な理由により教育委員会が適当と認める者
中央図書館	閲覧席、視聴ブース、対面朗読室、ビデオ編集室、録音室、展示コーナー、視聴覚ホール、集会室、和室																				
図書館鶴瀬西分館	閲覧席																				
図書館ふじみ野分館	閲覧席																				
図書館資料（16ミリ映画フィルムを除く。）	(1) 個人 (2) 市内の団体																				
視聴覚機材及び16ミリ映画フィルム	(1) 市内の団体 (2) 特別な理由により教育委員会が適当と認める者																				
中央図書館	閲覧室、視聴覚鑑賞コーナー、対面朗読室、ビデオ編集室、録音室、展示コーナー、視聴覚ホール、集会室、和室																				
図書館鶴瀬西分館	閲覧室																				
図書館ふじみ野分館	閲覧室																				
図書館資料（16ミリ映画フィルムを除く。）	(1) 個人 (2) 市内の団体																				
視聴覚機材及び16ミリ映画フィルム	(1) 市内の団体 (2) 特別な理由により教育委員会が適当と認める者																				

3 条例第10条第2項に規定する申込書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 個人 図書館利用申込書（様式第1号）

(2) 団体 団体利用登録申込書（様式第2号）

4 条例第10条第3項に規定する図書館利用カード（以下「利用カード」という。）は、様式第3号とする。

5 登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事項の変更若しくは確認又は利用カードの再交付を受けなければならない。

(1) 図書館利用申込書の記載事項に異動が生じたとき。

(2) 利用カードを亡失又は損傷したとき。

(3) 個人の利用カードで、次条第1項に規定する有効期間を経過したものを使用するとき。

(個人の利用カードの有効期間等)

第6条 (略)

(団体の利用カードの有効期間等)

第7条 (略)

(図書館資料等の利用及び貸出し)

第8条 条例第9条及び条例第11条に規定するその他教育委員会規則で定める方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27条）第2条第7項に規定する個人番号カードのうち、個人番号カードによる図書館利用申込書（様式第4号）により利用登録を受けたものの提示

(2) 富士見市図書館ホームページを介して、スマートフォン、タブレ

3 条例第10条第2項に規定する申込書は、図書館利用申込書（様式第1号）とする。

4 条例第10条第3項に規定する図書館利用カード（以下「利用カード」という。）は、様式第2号とする。

5 登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録事項の変更若しくは確認又は利用カードの再交付を受けなければならない。

(1) 図書館利用申込書の記載事項に異動が生じたとき。

(2) 利用カードを亡失又は損傷したとき。

(3) 個人の利用カードで、次条第1項に規定する有効期間を経過したものを使用するとき。

(個人の利用カードの有効期間等)

第5条の2 (略)

(団体の利用カードの有効期間等)

第5条の3 (略)

(新設)

ットその他これらに類する機器に表示される利用カード情報の提示

(貸出し制限)

第9条 (略)

(図書館資料等の貸出数、貸出期間及び申込開始日)

第10条 図書館資料等を同時に貸出しできる数並びに図書館資料等の貸出期間及び申込開始日は、次のとおりとする。

区分	数量	貸出期間	申込開始日
図書・逐次刊行物	制限なし	15日間 (団体貸出しについては、指定管理者の指定する期間)	利用日当日
視聴覚資料	3点以内	15日間(団体貸出しについては、指定管理者の指定する期間)	利用日当日
16ミリ映画フィルム	5点以内	8日間	利用日の2月前
視聴覚機材	制限なし	8日間	

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、同項に規定する数量、貸出期間及び申込開始日について変更することができる。

(電子書籍の貸出し)

(貸出し制限)

第6条 (略)

(図書館資料等の貸出数、貸出期間及び申込開始日)

第7条 図書館資料等を同時に貸出しできる数並びに図書館資料等の貸出期間及び申込開始日は、次のとおりとする。

区分	数量	貸出期間	申込開始日
図書・逐次刊行物	制限なし	15日間 (団体貸出しについては、指定管理者の指定する期間)	利用日当日
視聴覚資料	3点以内	15日間	利用日当日
16ミリ映画フィルム	5点以内	8日間	利用日から起算して2月前の起算日に応ずる日
視聴覚機材	制限なし	8日間	

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、同項に規定する数量、貸出期間及び申込開始日について変更することができる。

(電子書籍の貸出し)

第11条 第5条の規定により貸出しの登録を受けた者（市内に居住し、又は在勤し、若しくは在学する個人に限る。）は、電子書籍（電磁的記録であって、インターネットを通じた利用が可能とされたもの（図書館資料（電磁的記録を除く。）と同等の内容を有するものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸出しの登録を受けることができる。

2 電子書籍の貸出しの登録を受けようとする者は、富士見市電子図書館利用申込書（様式第5号）により申請するものとする。

3 市外に居住する者で前項の規定により電子書籍の貸出しの登録を受けようとする者は、その申込みの際、市内に在勤し、又は在学することの確認ができる書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 電子書籍の貸出数量は3点以内とし、貸出期間は利用日当日から起算して15日間とする。

（図書館資料等の貸出しの停止等）

第12条 （略）

（設備の利用の承認）

第13条 （略）

（図書館の利用の制限）

第14条 （略）

（損害賠償）

第15条 （略）

（図書館資料の複写）

第16条 （略）

（駐車場の利用）

第8条 第5条の規定により貸出しの登録を受けた者（市内に居住し、又はIn勤し、若しくは在学する個人に限る。）は、電子書籍（電磁的記録であって、インターネットを通じた利用が可能とされたもの（図書館資料（電磁的記録を除く。）と同等の内容を有するものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸出しの登録を受けることができる。

2 電子書籍の貸出しの登録を受けようとする者は、富士見市電子図書館利用申込書（様式第3号）により申請するものとする。

3 市外に居住する者で前項の規定により電子書籍の貸出しの登録を受けようとする者は、その申込みの際、市内に在勤し、又はIn学することの確認ができる書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 電子書籍の貸出数量は3点以内とし、貸出期間は利用日当日から起算して15日間とする。

（図書館資料等の貸出しの停止等）

第9条 （略）

（設備の利用の承認）

第10条 （略）

（図書館の利用の制限）

第11条 （略）

（損害賠償）

第12条 （略）

（図書館資料の複写）

第13条 （略）

（駐車場の利用）

第17条 (略)

(利用者に対する秘密保持)

第18条 (略)

(図書館協議会)

第19条 (略)

(寄贈及び寄託)

第20条 (略)

(委任)

第21条 (略)

様式第1号から第5号

別紙のとおり

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の富士見市立図書館条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第14条 (略)

(利用者に対する秘密保持)

第15条 (略)

(図書館協議会)

第16条 (略)

(寄贈及び寄託)

第17条 (略)

(委任)

第18条 (略)

様式第1号から様式第3号 削除

様式第1号(第5条関係)

図書館利用申込書(利用カード・パスワード)		登録番号	
受付日 年 月 日			
フリガナ			自宅電話番号
名前			携帯電話番号
生年月日	年 月 日		
住所	〒 アパート・マンション名 ()		
受付入力		入力確認	

様式第2号(第5条関係)

団体利用登録申込書				登録番号	
受付日 年 月 日					
フリガナ					
団体名					
所在地 及び 活動場所		場所		電話番号	
フリガナ					
代表者名					
連絡先		住所		電話番号	
フリガナ					
申込者名					
連絡先		住所		電話番号	
受付		入力		確認	

様式第3号(第5条関係)

図書館利用カード

なまえ

富士見市立図書館

様式第4号（第8条関係）

個人番号カードによる図書館利用申込書

										申込年月日			年	月	日
利用カード番号													—		
フリガナ															
名前															

注意事項

図書館記入欄

--

様式第5号(第11条関係)

富士見市電子図書館利用申込書

受付日 年 月 日

利用カード番号										-		
フリガナ												
名前												
生年月日	年 月 日											
電話番号	()											
学校名												
勤務先名												
学校住所	〒 -											
勤務先住所												

図書館記入欄

受付入力		種別	在住	
入力確認			在学	
		在勤		

令和5年9月定例市議会の報告について

1 教育委員会に係る議案等の審議結果（原案のとおり、可決）

- (1) 富士見市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 令和5年度富士見市一般会計補正予算（第5号）

《概要》

- ・ 富士見特別支援学校小学部の図工室及び高等部の特別活動室を普通教室として整備するもの。
- ・ 各学校で使用している教員用端末について、故障が著しいことから、令和5年度中に新規端末を各学校に配備するもの。
- ・ 水子貝塚公園内の展望台について、劣化により倒壊の恐れがあるため撤去するもの。

2 教育委員会に係る市政一般質問

教育政策課

《伊勢田 幸正 議員》

1. 行財政改革・DX化について
- (1) 行政委員会のオンライン会議について

《佐野 正幸 議員》

1. 学校環境について
- (1) 必要な台数の冷水器の設置を

《山下 淑子 議員》

1. 小中・特別支援学校の備品整備について
- (1) 学校机と椅子の管理について

《小川 匠 議員》

1. プールの在り方に関する考えを市として持つことについて
- (1) 学校プールの今後の在り方について

生涯学習課

《宮尾 玲 議員》

1. 平和事業について
- (1) 平和事業の取組の拡充を

①図書館における企画展や平和に関する書籍コーナーの拡充を

《村元 寛 議員》

1. お子さんと一緒に安心してトイレの利用ができるための配慮を
(1) 公共施設におけるお子さんによるドア開け防止の工夫を

《勝山 祥 議員》

1. 図書館について
(1) 図書館の魅力を伝えるために「泊まれる図書館」を開催しては

学校教育課

《伊勢田 幸正 議員》

1. 行財政改革・DX化について
(1) 学校現場でのICT化について

《関野 兼太郎 議員》

1. 第3次富士見市教育振興基本計画より主に学校教育について
(1) 児童生徒一人ひとりに応じたきめ細やかな指導による学力の育成が基本目標の第一に掲げられているが、確かな学力の定着に向けた歩みは
(2) 教育を取り巻く社会の動向の一つに地域コミュニティの希薄化を挙げているが、どのような分析に基づいているのか

《根岸 操 議員》

1. 市民の健康を守る施策について
(1) 新型コロナウイルス対策について、5月8日以降の市内の現状をどのように捉えているか
(2) 熱中症対策について

《佐野 正幸 議員》

1. 学校環境について
(1) 下校時の見守り体制のサポートを
(2) 図書室と図書館の蔵書データのネットワーク化に向け、まずは図書室の蔵書の電子管理化を

《尾崎 孝好 議員》

1. 教育行政について
(1) 小中一貫教育推進の状況は

《山下 淑子 議員》

1. 英語教育の充実について
 - (1) 小学校における外国語活動の現状について
 - (2) A E Tの活用状況について
 - (3) モジュール授業に関する本市の取組は
 - (4) 体験型英語学習施設「TOKYO GLOBAL GATEWAY」を活用してはどうか
2. 熱中症対策の更なる推進について
 - (1) 子どもの通学時の熱中症予防に関する取組について

《小川 匠 議員》

1. 猛暑から市民の命と健康を守るために
 - (1) 本市における現在の取組状況と今後の取組について
 - (2) 猛暑日の部活動について
2. プールの在り方に関する考えを市として持つことについて
 - (1) プールの意義について

《加賀 奈々恵 議員》

1. 犯罪機会論に基づいた安心安全なまちづくりを
 - (1) 犯罪機会論の周知啓発を

《熊谷 麗 議員》

1. 教育環境の整備について
 - (1) 連絡ツールについて

《今成 優太 議員》

1. 部活動について
 - (1) 熱中症対策について
 - (2) 部活動の指導について
2. 小中学生の運動能力について
 - (1) 本市の現状は
 - (2) 今後の取組について

教育相談室

《関野 兼太郎 議員》

1. 第3次富士見市教育振興基本計画より主に学校教育について
 - (1) 多様性を認めあい、誰一人取り残さない教育の推進に向け、不登校対策の充実を

《尾崎 孝好 議員》

1. 教育行政について
- (1) 教育相談事業の現状は

鶴瀬公民館

《篠原 通裕 議員》

1. 平和啓発・継承活動について
- (1) 現状の取組について
- (2) 更なる取組について

《宮尾 玲 議員》

1. 平和事業について
- (1) 平和事業の取組の拡充を
- ①市役所本庁舎や公民館でのパネル展の開催を
- ②長野県飯田市のピースゼミを参考に富士見市でも開催を
- ③市民のヒロシマ派遣の拡充を

水子貝塚資料館

《篠田 剛 議員》

1. 難波田城公園の更なる整備を
- (1) 古民家のバリアフリー化を
- (2) 菖蒲田について

令和5年度
全国学力・学習状況調査について
（速報値）



富士見市教育委員会

全国学力・学習状況調査の結果について（速報）

《令和5年度全国学力・学習状況調査の結果から（小6および中3）》

小学校6学年：学力問題の傾向

1 成果

- (1) 国語においては、「情報の扱い方に関する事項」に関して、全国を越える正答率であった。
- (2) 算数においては「変化と関係」の領域において、全国に近い正答率となっており、全国正答率を上回った問題が1問あった。

2 課題

- (1) 国語・算数ともに全体の平均正答率は、全国の平均正答率を下回っている。
- (2) 国語・算数ともに無回答率が全国よりも高い。特に記述式の問題に対する無回答率が高く、正答率が低いことから、自分の考えを言葉でまとめたり、理由を述べたりする問題に困難さを感じている傾向があると考えられる。

小学校6学年：質問紙の傾向

1 成果

- (1) 規則正しい生活習慣が築けている児童が多い。
 - 「朝食を毎日食べていますか」（本市93.5%、全国93.9%）
 - 「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」（本市91.5%、全国90.5%）
- (2) 先生が認め、わかるまで教えてくれると感じている児童が多い。
 - 「先生は、あなたのよいところを認めてくれますか」（本市90.1%、全国89.8%）
 - 「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、わかるまで教えてくれていると思いますか」（本市92.0%、全国93.0%）
- (3) 「困っている人を助けたい」「いじめはいけない」と感じている児童が多い。
 - 「人が困っているときは、進んで助けていますか」（本市91.2%、全国91.6%）
 - 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」（本市96.1%、全国96.9%）
 - 「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」（本市95.3%、全国95.9%）
- (4) 勉強の大切さを理解している児童が多い
 - 国語の勉強は大切だと思いますか。（本市93.3%、全国95.1%）
 - 国語の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役立つと思いますか。（本市90.8%、全国92.8%）
 - 算数の勉強は大切だと思いますか。（本市92.6%、全国94.2%）
 - 算数の授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役立つと思いますか。（本市92.2%、全国93.3%）

2 課題

- (1) 先生が認め、わかるまで教えてくれると感じている児童が多い。しかし、その一方で、大人に相談できない様子もみられる。

- 「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」（本市 59.7%、全国 68.5%）
- (2) 新聞の購読率が低い。
→「新聞を読んでいますか。」（本市 12.4%、全国 12.6%）
- (3) 地域の行事への関心が薄い
→「今住んでいる地域の行事に参加していますか。」（本市 53.1%、全国 57.8%）

中学校 3 学年：学力問題の傾向

1 成果

【国語】

- (1) 全体的にみると、全国の平均正答率より 1. 2 ポイント高い。県の平均正答率とは、ほぼ同等である。
- (2) 「書くこと」に関する問題は全国よりも 4. 7 ポイント正答率が高い。
- (3) 「記述式」の問題が県・全国よりも正答率が高い。
- (4) 無回答率が、すべての問題で県・全国よりも低い。
- (5) 正答数分布では、正答数が高い方に人数が寄っている。

【数学】

- (1) 全体的にみると、全国・県の平均正答率よりも 3～4 ポイント高い。また、すべての区分で上回っている。
- (2) 「データの活用」の問題は、全国・県の平均と比較し、正答率が高い傾向にある。
- (3) 「短答式」の問題は、「選択式」、「記述式」と比較し、正答率が高い。
- (4) 無回答率は、15 問中 14 問、県・全国と比べ、低い。

【英語】

- (1) 全体的にみると、全国・県の平均正答率よりも 1 ポイント以上高い。
- (2) 無回答率は、17 問中 16 問で県・全国よりも低く、残りの 1 問も平均と同値である。

2 課題

【国語】

- (1) 「読むこと」の正答率が、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」と比較し、低い。
- (2) 「短答式問題」の正答率は、「選択式」、「記述式」に比較し、低い。

【算数】

- (1) 「図形」の問題は、全国・県と同様に正答率が低い。
- (2) 判断の理由を数学的な表現を用いて説明することや、事象を数学的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明する問題の正答率が低く、考えの根拠を言語化することが難しい。

【英語】

- (1) 「書くこと」の問題は、県・全国と同様に、正答率が低い。
- (2) 「記述式」の問題は、「短答式」、「選択式」、「記述式」と比較し、正答率が低い。
- (3) 正答数分布では、正答数が低い方に人数が寄っている。

中学校3学年：質問紙の傾向

1 成果

- (1) 規則正しい生活習慣が築けている児童が多い。
 - 「朝食を毎日食べていますか」(本市 90.7%、全国 91.2%)
 - 「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」(本市 93.0%、全国 91.3%)
- (2)「人の役に立つ人間になりたい」「いじめはいけない」と感じている児童が多い。
 - 「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」(本市 94.6%、全国 94.6%)
 - 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」
(本市 93.2%、全国 95.5%)
- (3) 国語の大切さを理解している児童が多い
 - 国語の勉強は大切だと思いますか。(本市 92.3%、全国 92.4%)
- (4) 道徳の授業で、考え、話し合おうとする意識が高い。
 - 「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか。」(本市 90.5%、全国 86.3%)

2 課題

- (1) 新聞の購読率が低い。
 - 「新聞を読んでいますか。」(本市 5.9%、全国 8.1%)
- (2) 地域の行事への関心が薄い
 - 「今住んでいる地域の行事に参加していますか。」(本市 34.4%、全国 38.0%)
- (3) 英語の活用への意識が薄い
 - 「将来、積極的に英語を使うような生活をしたり職業についたりしたいと思いますか。」(本市 31.1%、全国 36.7%)
 - 「これまで、学校の授業やそのための学習以外で、日常的に英語を使う機会が十分にありましたか。」(本市 24.6%、全国 30.0%)

令和5年度
埼玉県学力・学習状況調査について
（速報値）



富士見市教育委員会

埼玉県学力・学習状況調査の結果について（速報）

《令和5年度埼玉県学力・学習状況調査の結果から（小4～中3）》

埼玉県学力・学習状況調査の特徴

- ・「〇年」というのは、前学年での学習内容に関する調査となる。
例：中2＝中学1年時の学習内容
- ・小学校4年から中学校3年まで個人番号で管理するため、進級・進学後もその児童生徒の学力の伸びの経年変化を確認できる。
- ・調査開始8年目となり、同一集団の「学力の伸び」の経年変化がわかる。
- ・「学習した内容が身についているのか」という今までの視点に、「一人ひとりの学力がどれだけ伸びているのか」という新たな視点が加わっているのが全国学力・学習状況調査と異なる。よって、県の平均値を上回っているかどうかに着目するのではなく、どれだけ個人や集団が伸びたかを確認できる。
- ・市教委や各学校に、集団を5分類したグラフが提供されており、どのレベルの児童生徒が伸びているか、伸びていないかがわかるようになっている。
 - ①最上位の児童生徒が属するレベル
 - ②上位から25%に位置する児童生徒が属するレベル
 - ③中央に位置する児童生徒が属するレベル
 - ④上位から75%に位置する児童生徒が属するレベル
 - ⑤最下位の児童生徒が属するレベル

富士見市の傾向

○成果 ●課題

【学力調査より】

平均正答率について

- 国語において、小5、小6、中2、中3で県平均を上回っている。
- 算数・数学において、中2、中3で県平均を上回っている。
- 英語において、中3で県平均を上回っている。
- 無回答率は、小学校で高くなっているが、学年が上がるにつれ低くなっている。
※中3の算数において、県の無回答率より低くなっている。

学力の伸びについて

- 国語において、小5、小6、中2で県の伸びを上回っている。
※小6の国語の伸びは、県と比べ2段階高い。
- 算数・数学において、県と同程度の伸びではあるが、中3では県の伸びを上回

っている。

- 学力の伸びの状況は、学年が上がるごとにどの階層も着実に伸びているが、特に上位層と下位層の伸びがよい。

学力レベルについて

- 小学5年生、6年生の国語において、過去の同学年と比較し最高レベルである。
- 中学3年生の数学において、過去の同学年と比較し最高レベルである。

【質問紙調査より】

- 「規律ある態度」の、全72項目（6学年、12項目）中、56項目において「できる・だいたいできる」と回答している割合が80%を超えている。
- 「規律ある態度」の「登校時刻」「あいさつ」「返事」「ていねいな言葉づかい」「やさしい言葉づかい」「話を聞き発表する」は、前年度の割合より高くなっている。
- 「規律ある態度」の「整理整頓」「話を聞き発表する」は多くの学年で県を下回っている。
- 「(前学級の) 学級での生活は楽しかった」「(前学級の) 友達は自分のよいところを認めてくれた」は、9割程度の児童生徒が好意的な回答をしている。
- 「(全学級の) 先生は、自分のよいところを認めてくれた」「(前学級の) 先生は、授業やテストで分からなかったことなどを分かるまで教えてくれた」は、9割程度の児童生徒が好意的な回答をしている。
- 「テレビゲームや携帯電話を使うときに家族との約束を決めているか」において、「両方決めている」と回答した割合が、全学年で県を上回っている。
- 「勉強することが楽しい、好き」と回答した割合が、全学年で県を下回っている。

報告事項（6）資料

令和5年度第11期子ども大学☆ふじみ事業実施報告

- 1 実施期間 令和5年6月10日（土）～9月9日（土）の8日間
- 2 会場 淑徳大学、富士見市立市民総合体育館、水子貝塚資料館、ピアザ☆ふじみ
- 3 対象 富士見市内在住・在学の小学校4年生から6年生
- 4 入学者 37人

学年	男	女	合計
4年生	7	8	15
5年生	3	13	16
6年生	3	3	6
合計	13	24	37

- 5 主催 子ども大学ふじみ実行委員会

6 講義日程

日時	実施場所	内容・講師	出席
6.10（土） 13:00～16:00	淑徳大学 （三芳町）	○入学式 ○ようこそ☆子ども大学へ ～みんなで淑徳大学を探検しよう！～ 淑徳大学教育学部 学生のみなさん	35人
6.17（土） 14:00～16:00	市民総合 体育館	○からだを使って伝えよう！ ～動いて伝える、身体コミュニケーション～ 立教大学現代心理学部 教授 砂連尾 理 先生	33人
7.8（土） 14:00～16:00	水子貝塚 資料館	○富士見市の歴史を学ぼう！ ～のぞいてみよう☆考古学の世界～ 富士見市立水子貝塚資料館のみなさん	33人
7.28（金） 14:00～16:00	ピアザ☆ ふじみ	○知る・学ぶ・備える☆防災のススメ ～やってみよう！防災食クッキング～ 富士見市役所危機管理課のみなさん	31人
8.8（火） 13:00～16:00	市民総合 体育館	○新聞ができるまで① ～やってみよう☆記者体験！～ 株式会社埼玉新聞社のみなさん	33人
8.10（木） 13:00～16:00	市民総合 体育館	○新聞ができるまで② ～紙面をつくるぞ☆編集会議！～ 株式会社埼玉新聞社のみなさん	29人

8.26 (土) 13:00~16:00	市民総合 体育館	○空間をつくる！建築学のひみつ ～ミニハウスを作って建物のしくみを学ぼう！～ 日本工業大学建築学部 准教授 竹内 宏俊 先生	34人
9.9 (土) 9:30~12:30	淑徳大学 (三芳町)	○目指せ☆ゼロカーボン ～みんなで作る、脱炭素社会～ 気象予報士(富士見市PR大使) 千種 ゆり子 先生 ○修了式	27人

7 講義の様子と感想

【1日目：入学式、ようこそ☆子ども大学へ】



- ・同じ班の人のことを自己紹介ゲームで知れてよかったです。スタンプラリーでは班の人と協力してスタンプをたくさんあつめ、優勝できたので楽しかったです。またくるのが楽しみになりました。
- ・大学を探検したりスタンプしたりするのが楽しかったです。大学の中がすごい広くてびっくりした。

【2日目：からだを使って伝えよう！】



- ・絵は紙とえんぴつ以外にも、体もつかって表現することができると思っておどろきました。バッタキ・ウポポは独特な動きでとても心に残りました。
- ・みんなで協力して絵を表現するのが楽しかったです。ティッシュをいろいろなところを使って渡すのがむずかしかったけどとても楽しかったです。

【3日目：富士見市の歴史を学ぼう！】



- ・昔の建物を見たり、拓本を作ったりしたことが楽しかったです。建物をみて、昔の人はすごいと思いました。
- ・楽しかったことは拓本です。すみをつけて、土器の模様をつけるのが楽しかったです。竪穴式住居にはいろいろな工夫があることがわかりました。次も楽しみです。

【4日目：知る・学ぶ・備える☆防災のススメ】



- ・災害の時のために食べ物やベッドなどが工夫されていることを知りました！
- ・防災のことが知れた。もし災害がおったら避難所で活かしたい。

【5日目：新聞ができるまで①】



- ・普段知る事の出来ない新聞づくりのポイントを学べてよかったです。
- ・市長さんと教育長さんに質問するのがドキドキしたけど楽しかった。

【6日目：新聞ができるまで②】



- ・みんなで協力して新聞を作ったのがたのしかった。
- ・完成した時の達成感がすごかったです。

【7日目：空間をつくる！建築学のひみつ】



- ・ 建築のことはなにも知らなかったので、いろいろなことが知れてよかったです。
- ・ 家をつくるのが楽しかったです。理由は、みんなで一緒に棒をくみたり、絵を描いたりしたからです。がんばりました！またつくりたいです！

【8日目：目指せ☆ゼロカーボン、修了式】



- ・ 私は今日二酸化炭素を減らす方法をいろいろ知ったので、これから今日学んだことをいかして生活していきたいです。
- ・ 地球温暖化について知れてよかったです。帰ってから、脱炭素の取組をしていきたいです。

令和5年度富士見市いじめのない学校づくり子ども会議の報告について

- 1 実施日 令和5年7月21日（金）
- 2 会場 市内5か所（おおむね各中学校区ごとに1か所に集合）
 - ・鶴瀬小（富士見台中、鶴瀬小、つるせ台小の児童生徒）
 - ・本郷中（本郷中、水谷中、水谷小、水谷東小、みずほ台小の児童生徒）
 - ・東中（東中、南畑小、諏訪小の児童生徒）
 - ・西中（西中、関沢小、針ヶ谷小の児童生徒）
 - ・勝瀬中（勝瀬中、勝瀬小、ふじみ野小の児童生徒）
- 3 参加者
 - ・来賓：市長、教育長、市議会議員、教育委員、いじめのない学校づくり委員
 - ・市役所関係者：子ども未来応援センター所長、子ども未来部長、子育て支援課長
 - ・学校関係者：学校長、担当教諭

4 内 容

市内小中学校の代表が中学校区で集まり、各会場をオンラインで結んで、いじめのない学校づくりについて話し合った。



【鶴瀬小会場での集合写真】

《会議内容》

(1) 開会セレモニー

(2) 児童生徒による協議

テーマ「子ども宣言を振り返り、いじめのない学校づくりに向けて」

話し合い① いじめをしている人を見かけた時に、どうしているか考えよう。

話し合い② いじめをしている人をなくすため、できることを考えよう。

話し合い③ 中学校区で共通して取り組みたいものを決めよう。

(3) 話し合いで決まったことの報告（中学校ごと）

(4) 閉会セレモニー

5 今後の取組

「お互いの違いを認め合い、相談しやすい環境をつくる」、「ポスター等の掲示物をつくって、いじめをなくすよう呼びかける」など、子ども会議で決まった『いじめをなくすための取組』について、各学校で実践する。また、実践による成果について、来年度の会議で報告する。



【中学校区ごとの話し合いの様子】

報告事項（8）資料

令和5年度イングリッシュサマーキャンプ及び英検補助金の取組状況について

1 イングリッシュサマーキャンプ

(1) 概要

対 象：市内在住かつ在学の小学3・5年生

会 場：ピアザ☆ふじみ、ふじみ野交流センター、鶴瀬西交流センター

開催方法：午前コース（9:30～12:00）と午後コース（13:30～16:00）
に分け2日間にわたり開催

開催日時：3年生（7月25・26日、8月1・2日）、5年生（7月27・28日）

内 容：AETを講師として、英語のみでの会話やゲーム、クイズや工作など

参加費：3年生（200円）、5年生（500円）

(2) 参加状況

	募集人数	応募人数	参加人数
3年生	80名	126名	77名
5年生	40名	62名	36名

(3) 主な成果と課題

昨年度の応募総数を参考に募集人数の調整（3年生40名→80名、5年生80名→40名）を行った。各学年とも募集人数を上回る応募があり、募集枠の拡充が課題である。

児童は、ゲームや工作などを通じて、8名のAETとともに数多くの英語に楽しみながら触れることで、英語への関心を高めることができた。

より多くの語彙に触れ、英語力が高まるよう内容を充実させていくことが課題である。

(4) 活動の様子



2 英語検定補助金について

(1) 概要

対象：市内在住又は在学の小学6年生（5級以上）、中学1年生（4級以上）

中学2・3年生（3級以上） ※令和5年度より対象拡大

内容：児童生徒1人につき、受検費用1,000円補助（同一年度内に1回まで）

- (2) 申請実績 (令和5年度～令和3年度) ※令和5年度は、令和5年8月23日現在
- | | | | | | | |
|-------|-------|-----|---|-------|-----|--------------|
| 令和5年度 | 小学6年生 | 19名 | 、 | 中学1年生 | 16名 | (内、1名は私学在籍者) |
| | | | | 中学2年生 | 10名 | |
| | | | | 中学3年生 | 43名 | (内、2名は私学在籍者) |
| 令和4年度 | 小学6年生 | 90名 | 、 | 中学3年生 | 86名 | (内、7名は私学在籍者) |
| 令和3年度 | 小学6年生 | 44名 | 、 | 中学3年生 | 94名 | (内、8名は私学在籍者) |

(3) 主な成果と課題

小学6年生の令和4年度申請実績が2倍以上に増加したことが成果であるが、小学生・中学生ともに、さらに申請実績を伸ばすことが課題である。各学校だけではなく、学校外（市内施設の掲示板やららぼーとの電子掲示板等）でも広報をしていくことで、児童生徒、保護者の英語検定への意欲を高め、実績の向上に繋げていくことが重要である。

小学生ロボコン・富士見市大会について

1 概要

目的：市内の小学生が身近に参加できる小学生ロボコン・富士見市大会を開催し、小学校で実践しているSTEM教育で身に付けた課題解決力や論理的思考力、創造性などを活用する機会を提供することで、さらなる学習意欲の向上や課題解決力等の育成を目的とする。

対象：市内在住の小学生

開催方法：小学生ロボコン 2023 全国共通予選会のルールに則り、競技を行い、得点を競う。1位の児童は、小学生ロボコン 2023 全国大会の出場権利が得られる。

表彰：得点によって決まる1～3位。ロボットのアイデア等によって決まる市長賞、教育長賞、デザイン賞、機構賞。

開催日時：令和5年9月3日（日）10時～12時30分

会場：富士見市立市民総合体育館 2階 サブアリーナ

参加費：500円

2 参加状況

申込人数：42名

（市内10校：1年生3名、2年生9名、3年生9名、4年生14名、5年生6名、6年生1名）

参加人数：27名

3 主な成果と課題

成果

- ・参加者が、趣向を凝らしたアイデア、デザインのロボットを作ることができた。
- ・参加者のほとんどが、小学生ロボコン初出場であったが、それぞれのアイデアを生かしたロボットを作り、競技を楽しむことができた。
- ・6つのフィールドを用意し、1人10分の持ち時間の中で競技を行い、時間通りに進行することができた。

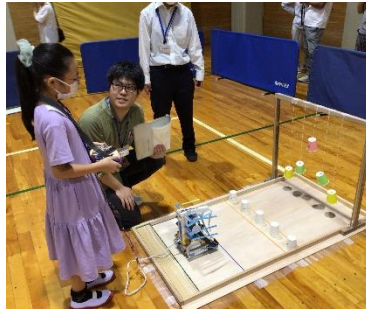
課題

- ・ロボットの作り方が分からず、困ったご家庭があったので、ロボットの作り方の説明をどのように行うかが課題である。
- ・限られた人材と時間の中で、大学との調整やフィールド作りをいかに進めるかが課題である。
- ・当日のスタッフとして、学校教育課の職員、埼玉大学の学生が参加したが、スタッフ集めが課題である。
- ・参加費と運営費の兼ね合いが課題である。

4 活動の様子



【ロボットの最終チェック】



【フィールドでの競技】



【閉会式後の集合写真】

報告事項（10）資料

その他

- ・ 富士見市児童生徒社会科展について